

# 女川町造成宅地擁壁(ようへき)整備工事補助金

## ●宅地擁壁(ようへき)整備工事補助金概要

復興事業により女川町が造成した宅地において、住宅の再建等を行う場合、**宅地内の高低差対策又は土砂の流出を防ぐため居住者が行う擁壁(ようへき)整備工事に係る経費**に対し、予算の範囲内において**補助金を交付**することにより、住宅再建等の負担の軽減を図ることを目的とする。

### 補助内容

#### 対象者

- 下記①～④にすべて該当する方。
- ① 町が造成した宅地に住宅の再建等を行う方
  - ② 再建等をした住宅に居住する方及び居住者のために住宅を建築する親族の方
  - ③ 居住する宅地に擁壁整備工事を行う方
  - ④ 市区町村税等に滞納がない方

#### 対象工事

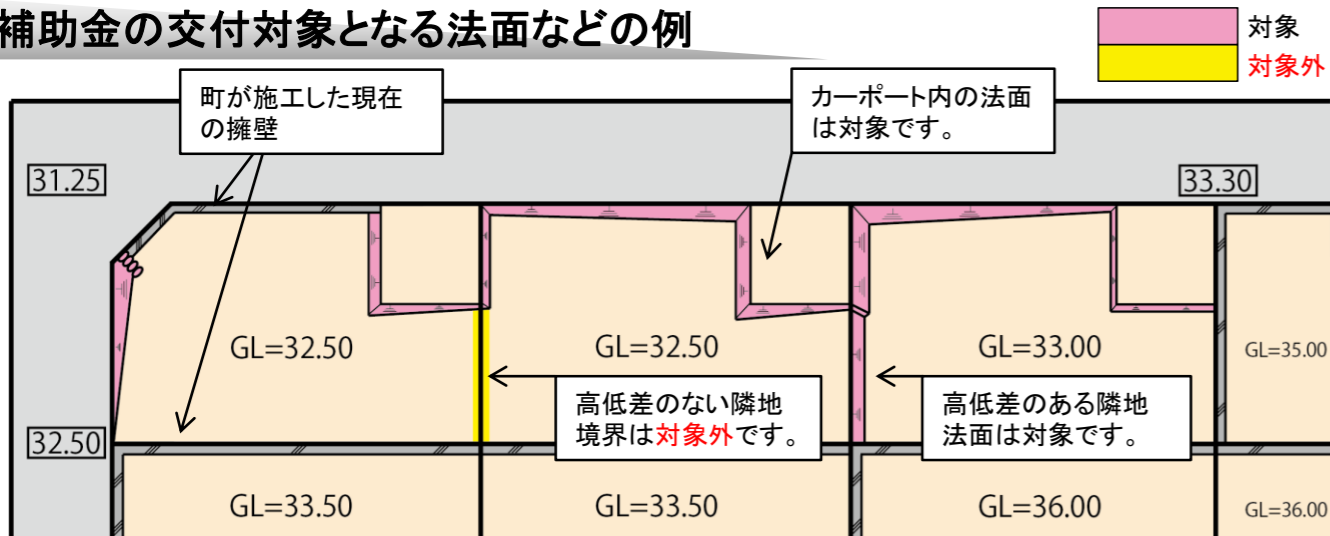
- 町が造成した宅地で法面となっている箇所に下記①～④のいずれかの工事を実施した場合。
- ① L型擁壁(プレキャスト・現場打ち)
  - ② 重力式擁壁
  - ③ 土留めの機能を有する階段・スロープ
  - ④ その他国土交通大臣認定擁壁など

#### 補助金額

対象経費の2分の1の額(上限100万円)を補助します。

## ●宅地擁壁(ようへき)整備工事補助金参考例

### 補助金の交付対象となる法面などの例



## 補助金の交付対象となる工事の例

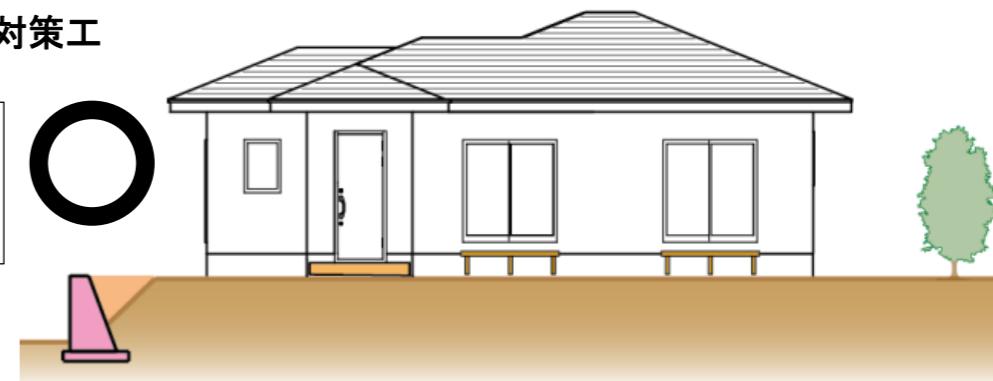
※原則として建築基準法等において構造上問題のないものが対象となります。

L型擁壁(プレキャスト・現場打ち)で土留め対策工事は**対象**です。



重力式擁壁で土留め対策工事は**対象**です。

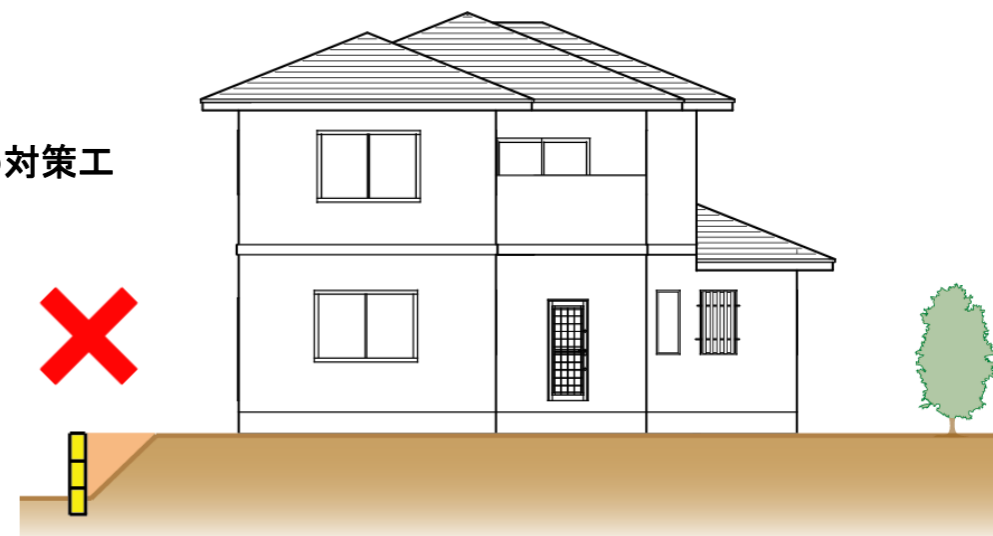
【重力式擁壁】  
擁壁自体の重さにより背面の土地の圧力を支える擁壁



## 補助金の交付対象とならない工事の例

※建築基準法等の技術的基準を満たしていない場合**対象外**となります。

ブロック塀での土留め対策工事は**対象外**です。

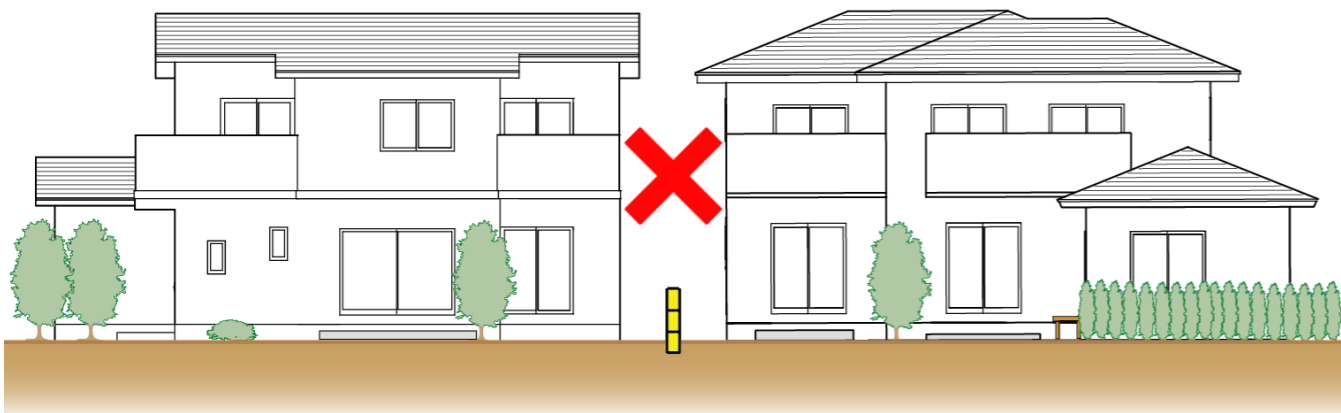


## ●宅地擁壁(ようへき)整備工事補助金参考例

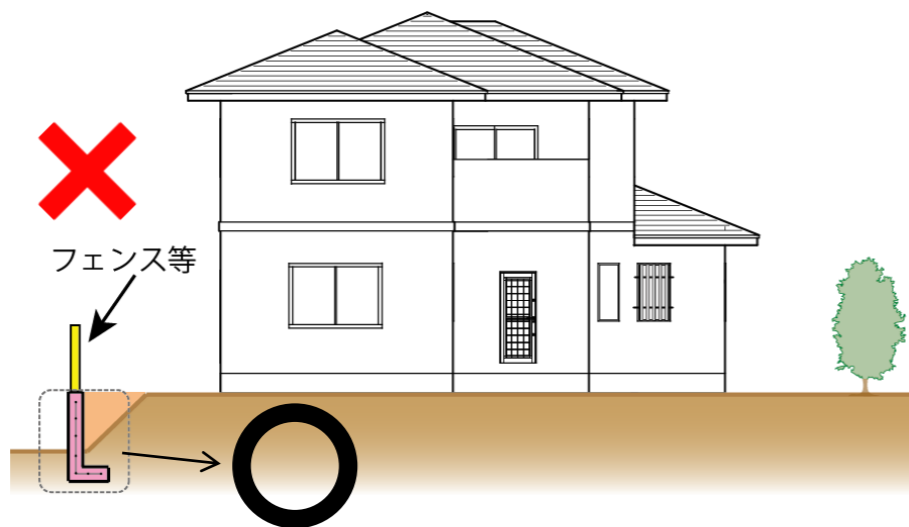
### 補助金の交付対象とならない工事の例

※建築基準法等の技術的基準を満たしていない場合**対象外**となります。

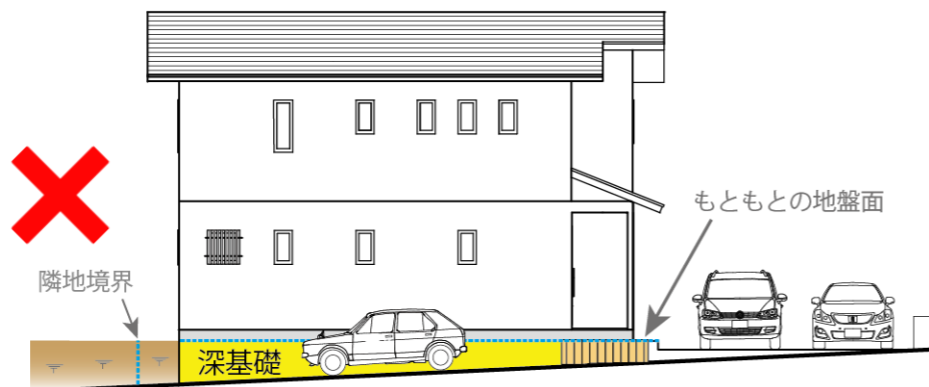
高低差のない隣地に設置する塀などの工事は**対象外**です。



対象の擁壁に付帯するフェンスなどの工事は**対象外**です。



深基礎などの建物躯体と一体の工事は**対象外**です。  
※建物の工事とみなします



## ●補助金の計算例

種別	パターン①	パターン②	内訳等
	金額	金額	
外構工事費の総額	400万円	300万円	フェンスや駐車場等の外構工事費全体の額
対象工事費の総額	220万円	100万円	上記のうち擁壁整備工事部分のみの額
補助対象額	110万円	50万円	対象工事費の1/2
補助額(上限適用)	100万円	50万円	上限100万円を超える場合は100万円

## ●申請期限

**令和6年3月31日**

※補助金は平成26年4月1日以降に実施された工事に適用されます。

## ●申請方法

申請書類を準備していただき、印鑑をご持参のうえ役場生活支援課窓口へ提出。  
※補助金の申請は“1宅地1回限り”となりますので、すべての擁壁工事完了後申請願います。

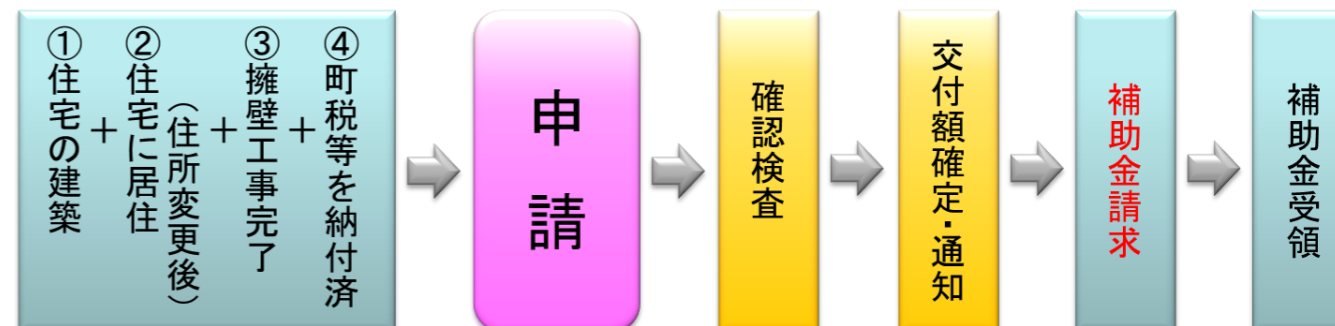
## ●申請場所

女川町役場2階 企画課 定住・土地利用係  
TEL 0225-54-3131(内線番号 233、234)

## ●申請書類

- ① 女川町造成宅地擁壁整備工事補助金交付申請書(所定の様式)
- ② 納税証明書(女川町税務課で確認できない場合)
- ③ 住民票の写し
- ④ 擁壁工事の内容が確認できる書類  
〔 契約書の写し、配置図、平面図、断面図、国土交通大臣認定の擁壁などを使用するときは、その認定書の写し、建築確認済証又は検査済証の写し、その他工種ごとの図面など 〕
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 女川町造成宅地擁壁整備工事明細書(所定の様式に施工業者の証明印)
- ⑦ 工事前および工事後の写真
- ⑧ 住宅に係る建築工事請負契約書の写し
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

## ●補助金交付の流れ



### 【その他対象外となる工事】

- ・非住宅(事務所や工場、倉庫など)用地の擁壁工事
- ・居宅部分の面積が総床面積の2分の1未満の兼用住宅(店舗、事務所など)の擁壁工事